

## 銀行残高表示サービス規定

(規定の趣旨)

第1条 本規定は、楽天証券株式会社（以下、「当社」といいます。）がお客様に提供する口座振替サービス「らくらく入金」（以下、「らくらく入金」といいます。）の利用時に利用金融機関における銀行口座の残高表示サービス（以下、「本サービス」といいます。）に関するご契約内容について定めるものです。

なお、楽天銀行において本サービスを利用する場合は、楽天証券マネーブリッジ利用規定に定める内容が優先するものとします。

(本サービスのお申込)

第2条 お客様が本サービスを利用するには、本規定を十分にご理解のうえ、また、電磁的方法の種類・内容についてご同意いただいたうえで、お申込みいただくものとします。

2. 本サービスは、お客さまのお申込みに対して当社および利用金融機関が利用を承諾したときに開始されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 残高表示サービスとは、当社ウェブサイト等に「らくらく入金」の利用金融機関の銀行口座残高を表示するサービスをいいます。同サービスをご利用のお客様は、当社のログイン後ウェブサイト上の所定の箇所において、残高を閲覧することができます。

2. お客様は、残高表示サービスの利用により取得する全ての情報の利用・管理、および同サービスの利用により生ずる結果等について、自ら一切の責任を負うものとします。

3. お客様は、残高表示サービスの利用により取得する情報が、必ずしも利用時現在の最新情報ではなく、当社ウェブサイト等に表示されている更新日時において提供を受けた情報であることをあらかじめ了解するものとします。

4. お客様は、残高表示サービスの利用により取得する情報が、通信設備等の異変により正確に表示されない可能性があることをあらかじめ了解するものとします。

5. お客様は、お客様が残高表示サービスの利用により当社ウェブサイト等から取得する情報の完全性、正確性、確実性、有用性、および同サービスの利用により生ずる結果等について、当社および利用金融機関が何らの保証をするものではなく、また、責任を負担しないことをあらかじめ了解するものとします。

6. 本サービス申込後、お客様が当社または利用金融機関のいずれかの口座でお取引等に制限がされている場合は、残高表示サービスをご利用いただけない場合がございます。

(本サービスの解除)

第4条 本サービス利用中のお客様は、任意で本サービスの解除申込を行うことができます。本サービスの解除申込は、「らくらく入金」の設定解除を以て、楽天証券ウェブサイト上にて手続きするものとします。

(解除事由)

第5条 本サービスは、第4条に定める他、次の各号のいずれかに該当したときに解除されるものとします。

- ① お客様が当社の総合証券取引約款第53条各号に該当しまたは当社が定める他の約款・規定に該当若しくは抵触し、お客様名義の楽天証券口座を解約された場合
- ② お客様が「らくらく入金」の登録口座と異なる銀行口座で残高表示連携を行った場合
- ③ お客様が「らくらく入金」の設定変更、解除を行った場合
- ④ お客様が「らくらく入金」の資金振替指示を行った際に口座振替契約が締結されておらず、「らくらく入金」の登録が自動解除された場合
- ⑤ 利用金融機関の定める利用条件等を満たさなくなった場合

(本サービスのご利用時間)

第6条 本サービスの利用申込の可能時間、残高表示の可能時間は当社所定のウェブサイト等にてご案内いたします。なお、取扱状況等により、当社が任意で変更する場合があります。変更時の際には、当社のウェブサイト等にて変更内容を速やかに掲載いたします。

(本サービスの変更、停止または終了)

第7条 当社は、法律の改廃、社会情勢の変化、天災等の不可効力、その他の事情により本サービスの全部または一部を変更、停止、終了することがあります。

2. 当社は、停電、通信回線の事故、システム上の不具合、緊急メンテナンスの発生、その他の事情により、一時的に本サービスを停止することができます。
3. 前2項の場合、当社は当社ウェブサイト等にその旨を掲載するなど、当社所定の方法によりお客様に周知する措置をとるものとします。

(免責)

第8条 当社は、次に掲げる事由により生じたお客様の損害または費用については、その責を負いません。

- ① 通信回線、通信機器およびコンピューターシステム機器の障害、瑕疵もしくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能または誤作動等が生じた場合
- ② 本サービスで提供する情報の誤謬、停滞、省略および中断により生じた損害につ

- き、当社の故意または重大な過失に起因するものでない場合
- ③ お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、お客様の認証コードの一致により当社および利用金融機関が本人認証を行いサービスのお申込みを受付け、当社が受託したうえで資金振替指示が行われた場合
  - ④ お客様の認証コードまたは取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につき、当社の故意または重大な過失に起因するものでない場合
  - ⑤ お客様が入力された認証コードが一致しなかったために本人認証を行えず、取引が行えなかった場合
  - ⑥ お客様が本規定、その他の当社との契約事項（取引ルール等の当社所定の事項を含めます。）に反した場合
  - ⑦ お客様が本サービスの内容またはその利用方法について、当社の故意または重大な過失に起因するものでなく、誤解または理解不足であった場合
  - ⑧ 天災地変、非常事態（戦争、クーデター、金融危機、市場の閉鎖等）、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により取引等が遅延もしくは不能となった場合
  - ⑨ やむを得ない事由により、当社が本サービスの中止を申し出た場合

（金融商品仲介業者（IFA）への情報提供の同意）

第9条 契約金融商品仲介業者（以下、「IFA」といいます。）を通じて専用の口座を開設されたお客様が本サービスを利用される場合は、当該IFAに対して本サービスにかかる情報が提供されること、IFAは金融商品仲介業にかかる業務を遂行する目的で当該情報を利用することに同意いただくものとします。

（他の取引約款、規定等の遵守）

第10条 この規定に定めのない事項については、「総合証券取引約款」その他の当社が定める規定、約款、および利用金融機関が定める規定等により取扱うものとします。

（準拠法および裁判管轄）

第11条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

2. お客様は、本規定に基づく取引に関する訴えについては、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（本規定の変更）

第12条 本規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは民法第

548条の4の規定に基づき変更されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上  
(2024年3月)